

福祉環境委員会記録

令和2年9月10日(木)
10時12分～12時09分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】西川議員、牛尾議員

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、久保健康医療対策課長、

湯浅健康医療対策課副参事、龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、井上保険年金課長、棕木総合窓口課長、森脇税務課長

〔上下水道部〕宇津上下水道部長、有福管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

- 1 議案第62号 浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

- 2 議案第63号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

3 執行部報告事項

(1) 放課後児童クラブの移転について(原井小学校ふたば学級) 【子育て支援課】

(2) 浜田市口座振替新規加入キャンペーンの実施について 【税務課・管理課】

(3) 浜田市工業用水道事業経営戦略について 【管理課】

(4) 落雷による唐鐘ポンプ場の故障について 【下水道課】

(5) その他

(配布物)

・浜田市人口状況(R2.5月末～7月末) 【総合窓口課】

4 所管事務調査

(1) 浜田市社会福祉協議会における相談及び貸付件数の推移について 【地域福祉課】

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る検査人数について 【健康医療対策課】

(3) インフルエンザワクチンの確保状況について 【健康医療対策課】

5 その他

- 6 重要案件の意見交換会の案件見直しについて(委員のみ)

- 7 取組課題「子育て支援について」(委員のみ)

【議事の経過】

(開 議 10 時 12 分)

柳楽委員長 ただいまから、福祉環境委員会を開会する。ただいま出席委員は8名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から執行部の出席者は議題に関係のある部課長のみとなっている。
 それでは、本委員会に付託された、2つの議案の審査に入る。

1. 議案第62号 浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。
 (「なし」という声あり)
 委員から質疑はあるか。

岡本委員 新旧対照表の1ページ、第2条、手数料の種類及び金額という(1)の部分が、要は2つに分かれて改正後になったという解釈でよいのだろうと思う。初めの条項は、右欄の改正後の(1)、それから下の項目が(2)に行ったと認識しているがそれでよいか。

総合窓口課長 はい。

岡本委員 改正後の表中で、住民票記載事項証明書が現行には文言がなく、改正後に文言が出てくることについて説明を求める。

総合窓口課長 もともと住民票記載事項証明書について、法には入っているが、最初に記載されてなかったため、記載整理ということで追加で記載した。

岡本委員 現行の(2)、通知カード再交付手数料について、改正後には交付手数料が発生しない。これについて説明をお願いします。

総合窓口課長 法改正により通知カードの交付がなくなった関係で、手数料条例においても通知カードの再交付手数料を削除した。
 通知カード再交付が廃止となったのは、デジタル手続法ということで、通知カードそのものはマイナンバーの制度が導入された時に全国民、住民にマイナンバーを通知するのと、今後の行政の手続き等にマイナンバーの提示が必要になり、職場へマイナンバーの提出が必要になってくる。その証明書類として導入当時にマイナンバーカードを取得するまでの暫定的措置として通知カードが交付された。ただし制度が既に5年経過し、制度の周知はなされ、導入時の役割を終えたとして通知カードが廃止された。また社会のデジタル化を進める観点から、紙製の通知カードから電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行の促進もあり、通知カードがこのたび廃止になったことを受けて、手数料条例を改正した経緯がある。

岡本委員 (3)の番号法が、行政手続き云々となった部分について説明をお願いします。

総合窓口課長

番号法は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の略。通知カードは番号法で規定されているので、現行は第2号で正式名称を入れていたが、通知カードの規定が削除されたため、マイナンバーカードの手数料について規定している改正後の第3号で法律の正式名称を記載している。

佐々木委員

改正内容は理解した。説明資料の目的・理由を読むと3点書いている。確認だが、1つ目はデジタル手続法により住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことがまず1点挙げられている。制度化されたとはどういうことか。おそらく除票の保存が延長されたと思うが、そのことを言っているのか。

総合窓口課長

デジタル手続法により行政のデジタル化を進める個別施策として、このたび住民基本台帳法が改正され、本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証について法律で明記されることになった。これまで消除された住民票や戸籍の附票は、住民基本台帳法施行令において保存年限のみ規定されていたものの、その写しの交付については住民票及び戸籍の附票の写しの交付に準じ運用していた。しかし住民票はマイナンバーや住民票コードを記載した原本であり、情報システムを活用する行政事務の基盤であるため、長期かつ確実な保存が今後必要になってくる。また少子高齢化社会においては土地所有者問題への対応等、過去の居住関係の公証が必要とされるニーズが高まったことから、消除された住民票や戸籍の附票について、残っている限り公証するという位置づけから、必要とされるさまざまな場面で確実に公証する位置づけに改められ、この度除票等の写しの交付請求についても法律上明確にしたものによるものである。

佐々木委員

除票の保存期間がこれまで5年だったのが150年くらいにのびて、より住民票などの証明が出しやすいうように変わったのではないのか。

総合窓口課長

保存年限が150年に延長され、住民票の除票についても、できる限り残して交付できるようになった。

佐々木委員

2点目、番号法の一部が改正され、通知カードが廃止されたとあるが、番号法の一部が改正されたということは、通知カードが廃止されたという意味か。

総合窓口課長

通知カードが廃止されたことによるものである。ただし、現在交付されている通知カードについては、住所、氏名等が記載されているが、その記載事項に変更がない限りは、これまでどおり通知カードとしてマイナンバーを証明する書類として使うことができる。

佐々木委員

住民基本台帳カードで各種証明の交付がコンビニでできなくなるというのが3点目か。

総合窓口課長

住民基本台帳カードを利用してのコンビニ交付が来年1月からできなくなるものである。

柳楽委員長

その他にあるか。

(「なし」という声あり)

2. 議案第63号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

岡本委員

これも新旧対照表4ページでお聞きしたい。現行(2)において、満15歳云々とある。平成27年度に小学校までから中学校3年生までに拡充したいということで、満15歳という表現に変わったと認識している。今回はこれを12歳の小学生のところと、中学生のところの2つに分け、説明資料によると、中学生部分は変えないが小学生の対象医療費の割合を100分の30から100分の10にすると整理された形だが、この意味について説明をお願いする。

保険年金課長

従来、小中学生の自己負担は保険の標準である3割を求めた上で、医療機関ごとに1月の対象医療費の上限として入院は2千円、通院は千円として助成をしていた。

来年4月から島根県が乳幼児の医療費助成自己負担1割の枠を小学6年生まで拡充することになった。浜田市の小中学生3割の部分が、小学生は1割、中学生3割となる。従ってこの条例で小学生の部分と中学生の部分に分けた。

来年の4月から島根県の乳幼児の助成について、今の自己負担は1割だが、その部分が小学校6年生まで拡充されることになっている。今の浜田市の小中学生の3割というところが、小学生は1割、中学生は変えないので3割で、そこで条例で小学生の部分と中学生の部分に分けて、対象者を規定している。1割と3割については、条例第3条第1項第2号になるが、条例第2条第1項第2号、第3号に掲げるものとして、小中学生についてはアのところで負担を基本的に100分の10にしているが、括弧書きで、前条第1項第3号で中学生は100分の30と明記させていただいている。

岡本委員

島根県が100分の10にした。浜田市は100分の30が中学生として残っていく。県内他市の割合はどうなっているか。

保険年金課長

他市の状況だが、島根県で言うと医療費負担を求めない市町が多くなっている。負担割合が残っているのは、小学生が浜田市、出雲市、益田市、江津市、隠岐の島町となっている。

岡本委員

浜田市は残っていると。全額負担なしのところもあるのか。

保険年金課長

それ以外は負担なしとなっている。

小学生は松江市、大田市、安来市、雲南市、川本町、津和野町。海士町が今年7月から負担なしとなっている。

岡本委員

まだ浜田市は千円の負担がある。中学校は負担ゼロのところはあるのか。

保険年金課長

中学生も、ほぼ小学生と同様のところは負担なしである。

澁谷委員

この条例施行によって浜田市の負担は年間どれほど軽減になるか。

保険年金課長

今回の条例改正に伴って、まず小学生部分が3割から1割になる

ので、ここは負担が約 500 万円増えると見込んでいる。県の交付金制度拡充で、この医療費に充てる事ができる金額は約 1900 万円と見込んでいるので、その差額 1400 万円くらいは負担が減ると思っている。

澁谷委員
保険年金課長

その 1400 万円を何に使われる予定か。

この交付金によって減った財源を使うところは、全庁で検討させていただいているが、県からは、負担が減る部分について、交付要件にはしないが、更なる医療費拡充ではなく少子化対策等の施策に使ってほしいと依頼されている。

澁谷委員

課長から少子化対策に使うという発言が出たが、それを絶対はずしてほしくない。今回保育料無料化が行われて、この半年間 3 月までに約 3 千万円浜田市の負担がなくなったという説明を受けている。年間で約 6 千万円。浜田市はその約 6 千万円を子育て支援に使わず、財政課に聞くと、再任用職員の人件費に消えたとのことだった。大変悲しい。全国で保育料の無料化を機会に、第 2 子以降の保育料無料化、ゼロ歳から 2 歳までの無料化に取り組んでいる自治体もあるし、学校給食無料化に取り組む自治体もある。医療費を 15 歳まで無料化にしている自治体もある。先進自治体全部ではないにしても、きちんと子育て支援に使っている。それが浜田市は、少子化対策や人口減少の最大の課題だと市長は言われるのに、子育て支援に使われない。このお金はきちんと子育て支援に使っていただくこと。間違ってもそれ以外に使ってほしくない。

市民生活部長

今、全庁的に子育て支援あるいは少子化対策に使うということである。いろいろ検討中である。それに使うのは間違いはないとさせていただいて結構だと思う。県もそれを条件に交付金を浜田市に交付するので、市もそれに沿った方向で検討する。

澁谷委員

その内容は、より多くの方に行き届くように。自治体によっては紙おむつを無料で配っているところもある。いろいろな方法があるが、できるだけ多くの市民、子育て世帯に還元できるように、間違っても人件費に使わないように。せっかくの国の政策が、浜田市の場合ただ財源の負担が軽くなっただけに終わってしまっている。

副市長

今年度予算については、新しい子育て施策の新事業などは確かはないが、給食費値上げに対しての支援についても、例えばふるさと寄附を使ったにしても最終的には浜田市全体の予算内でやりくりしている。特定財源のように、この事業にこれを充てるということであれば明確になると思うが、そういう流れがないことはご理解いただきたい。

ただし、保育料無償化や乳幼児医療費の県費負担の増によって浮いたお金は、その額相当の何らかの子育て支援策を新たにしなければならない。それは少子化対策などにつながる方法を考えないといけないということで、全庁的に検討委員会で協議させていただいている。

今子育てしている皆に一律給付するやり方もあろうし、新たに出生数を増やすために取り組むための支援等、いろいろな観点で考えながら、浜田市の少子化対策に少しでも寄与できるような財源の使い方にしたい。

佐々木委員 振り替えた分は市の少子化対策に使うということだが、当初予算で児童医療費の財源を見ると、一般財源や国県支出金ではなく地方債をほぼ充てている。今の話だと、財源の1400万円は、地方債をそのまま移行するという位置づけか。

保険年金課長 今は過疎債を使っているが、県からの交付金が増えるとなると、その過疎債部分は減っていくと考えている。

柳楽委員長 他にあるか。

(「なし」という声あり)

3. 執行部報告事項

(1) 放課後児童クラブの移転について（原井小学校ふたば学級）

柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。

子育て支援課長 この資料にはないが追加説明をさせていただく。第2回目の保護者への説明会を8月8日（土）18時から、原井小学校体育館で行った。誠和会からも理事長をはじめ5名が出席され、方針や概要等を説明していただいた。子どもさんが入所している55世帯中31世帯の保護者が出席された。

もう1点、委託により運営している今福地区児童クラブについて、3月末までは今福地区児童クラブ運営委員会が実施してきたが、体制維持が難しくなったため、4月1日からは社会福祉保人實林会に運営を移管している。運営委員会と實林会の代表者はいずれも今福保育園の園長であり、児童クラブの運営場所も変更ない。報告が遅くなり申し訳なかった。なお、今福地区児童クラブ運営委員会は6月に解散総会を実施し、解散している。

柳楽委員長 委員から質疑はあるか。

田畑委員 原井小学校児童クラブ移転については以前も質問したが、学校から新しい児童クラブへの距離がかなり長いとのことで、子どもの安全対策はどうかという話をしたと思う。安全対策についてはどのようなお考えか。

子育て支援課長 その件については、保護者説明会で保護者からも質問を受けた。通路は、校舎の正面玄関から出てゆめタウンの駐車場横を通るルートとなった。子どもが慣れるまでは下校時刻に合わせて支援員が迎えに行く方法を考えておられる。3年生以上については様子を見ながら少しずつ、児童だけで来られるようにしていき、見守りながらやっていきたいとのこと。

田畑委員 今の児童クラブの職員が誠和会に移って、その時間になれば駐車場裏側の道を通って迎えに行く、そして誠和会の施設に行き、時間まで待つと。安全対策について問題ないという保護者の声だったと

- 子育て支援課長 ということか。
- 子育て支援課長 ご心配であることは変わりはないだろうが、そのように説明している。今の支援員については、主任が新しいクラブでも主任となり、現支援員2名も誠和会に引き続き雇用されるので、体制についても子どもが安心して引き続き利用できるようになっている。誠和会の職員である3名の支援員と2名の補助員がおり、体制を整えている。3名の支援員は、すべて小学校教員や講師の経験があるとのことである。
- 佐々木委員 今福の児童クラブが解散したのはどういう経緯か。
- 子育て支援課長 これまで運営委員会で運営しておられたが、体制を維持するのが難しくなっていると聞いている。
- 佐々木委員 運営側の問題であり、クラブの子どもがいないということではないということか。ふたば学級が誠和会に委託され運営するとのことで、恐らく今後それぞれの保育所でも、子ども達が少なくなり運営が難しい状況が近い将来に来るだろう。そうすると誠和会のように児童クラブも一緒に、保育所を運営する法人に進んでやってもらうような方向づけを、市として進めていってもらったほうがよいのではないか。
- 子育て支援課長 委託については、今後も進めていく方針に変わらない。県内のクラブの状況を見ても、公立公営でやっている数は浜田市が一番多い。どこに委託するかはこれからだが、保育園は今までのノウハウがあるので今後もお話していければと思っている。委託の方向で進めていくのは間違いない。
- 佐々木委員 同じ子どもを扱う資質やノウハウを持っておられるので、受ける側も出す側もよいと思う。ぜひその方向でお願いします。
- 村武副委員長 ふたば学級の移転スケジュールについて、9月28日から30日の間、児童クラブは運営されるのか。
- 子育て支援課長 日曜は休みだが、月曜等は原井小で運営し、10月1日午後から新しい場所で開所する。
- 村武副委員長 26日(土)は通常なら児童クラブは運営されていると思うが、これは前日引越しと書いてあるが、どうなるのか。
- 子育て支援課長 我々職員も手伝って大きなものを運ぶなどの予定にしている。クラブの運営とは別に、その作業をする予定である。
- 村武副委員長 今福地区の児童クラブ運営委員会の委託先が変わると報告があったが、今までもそういった、運営が難しいという兆候が出ていたのではないのか。市は把握されていなかったのか。
- 子育て支援課長 そういう話は、職員は聞いていたかもしれないが、代表者が同じであることと、クラブの運営場所も、今福保育園のすぐ横にある浄光寺今福説教所という場所になるのだが、子どもたちの環境は全く変わらない。支援員も運営委員会におられた支援員が新たな法人でもメンバーに入っておられるとのこと、運営者が変わったくらいで、大きな影響はないと感じている。

小川委員 今後についても民間委託の方向でとのことだが、方針はどこで掲げられたのか。何らかの計画や指針に基づいているのか。

副市長 これは行財政改革実施計画の中で外部委託の1つに放課後児童クラブの民営化が入っているのので、それに基づいて進めている。

小川委員 このふたば学級は手狭だと言われていた。学校内にできれば空き教室があればとのことだったが、民営化の方向からすれば学内よりは学校外に移転しながらという方向も合わせて、検討が進められようとしているということにつながると理解してよいか。

子育て支援課長 学校の空き教室の利用は県も推奨し、そういう方向であったが、今後、委託となると受託する法人などとの相談になるかと思う。校内の利用が難しければ、法人が所有している所で実施する可能性が高いのかと思う。

柳楽委員長 その他にあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 浜田市口座振替新規加入キャンペーンの実施について

柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。

管理課長 これまで浜田市ではコンビニ収納を導入し、市民の利便性や収納率の向上を目指してきた。金融機関の窓口が営業してない時間帯でも、コンビニ収納等を利用して納付できるとのことで非常に成果があったと考えている。

しかし確実性や経費の面から見ると、口座振替のほうが優れている。それから新型コロナウイルスの状況を考えると、金融機関の窓口やコンビニといった対面での納付よりは、口座振替のほうがより優れていると考えている。

そこでこの度、口座振替新規加入キャンペーンを実施することとしたのでご報告させていただいた。詳細は資料のとおりである。

柳楽委員長 委員から質疑はあるか。

澁谷委員 口座振替は大変結構なことである。水道は生存権の根本的な問題なので滞納即処理できないといった難しい問題があると思う。口座にさせていただかないと、払えない方は民間の方が催促が厳しいため、そこを先に押さえられる問題がある。キャンペーンしていただくのはよいが、収納率をどのくらいアップさせようといった意図が行うのか。

管理課長 目標として収納率では考えていなかったが、口座振替率でだいたい1%、200件くらい増になればと考えている。

岡本委員 口座振替については少し問題もあるのだろう。いろいろな方面で必要だと思うが、年金受給者に少し配慮してほしいのが、年金支給日に照準をあわせた案内が必要であろうと思う。それが日がずれて月末や月初めになると、タイムラグで滞納が起きやすいのではと思うがいかがか。

管理課長 ご指摘いただいたとおりで、実際に相談がある場合もある。年金

- 支給月と水道料は2か月に1回だがそれが一致していないのでというのも確かにある。推奨や認めるわけではないが、引き落としできなくて再度督促といった方法で、少し納期がずれるが支払っていただいている。出納としては、どの方が年金生活者で、また年金だけでなく他の手当の支給日もあろうかと思う。それら全てを配慮するのは難しいと思っている。
- 岡本委員 確かに全てではないであろうが、年金は65歳以上の方。その方へは、そういうことをされないかと案内はできるだろうと思っている。全てできないではなくて、滞納させない何らかの前向きな工夫、滞納や再督促を回避する手法は検討できると思うのでよろしく願います。
- 田畑委員 口座振替推奨とのことだが、今浜田市に何世帯あってどのくらいの方が口座振替されているか。税もそうだが水道・下水道料滞納もかなりあると思う。口座振替の方はほぼ間違いないと思うが、何世帯くらいか。
- 管理課長 水道だと令和元年度実績で納付総件数が6期で16万7451件。口座振替の割合は82.7%となっている。
- 税務課長 税務課では、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料を合わせての件数が、12万6122件となっており、世帯ではなく、件数でしか把握していない。
- 田畑委員 今、浜田市に約2万6千世帯で、その80%強が口座振替で、残りの18%、3千世帯くらいになるかと思うが、その方々に対して口座振替を推奨するということか。
- 税務課長 特徴以外で口座振替を利用しているのが、件数だと約60%である。このキャンペーンで、例えば今コンビニ納付されている方が4万1822件で約20%、銀行や市役所の窓口で納付されているのが4万2430件で約20%となっているが、今回コロナがあり、コンビニ部分が口座振替に変わっていただければと考えている。
- 田畑委員 先ほど言われたような、納税義務者が2万6千ということなのだが、うちで名寄せをしておらず、何人という形では出てない。毎月の引き落とし件数から見ると3万9千口座で実際は引き落とししているのではというところを把握している。
- 田畑委員 引き落とす税として市民税をはじめとした6つ、7つの税がある。それを7かける2万6千世帯でやるから、十数万件になる。そうではなく払っていただく側の元帳の名寄せがなってないからこういう数字が出てくるのであって、きちんとした数字、データをもって話をしないと。コンビニで1人が6、7回払う。それを徴収するのも難しいからこうしようというのは話が違うのでは。
- 税務課長 おっしゃるようにコンビニで都度払われるたら、市税なら4回、固定資産税が4回、軽自動車税が1回、国保料なら10回という形で19回もお支払いになるようなことになるので、このことが1人していただければ19件の振込が集約されて手数料としてもだいぶ安く

なるので効果があると思う。このたびキャンペーンの効果を検証するなかで世帯数の掌握も必要かと考えているので、今後準備しながら検証していきたい。

田畑委員

1人で何件も税を支払われる方、国民健康保険料なら該当者しか名前が出ない。徴収する上においては口座振替でしていただくという方針を強く出しておかないと、キャンペーンで飽を出さないといけないようではいい結果にならない気がする。用意周到にして、きちんとした数字に基づいて実施されたほうがよい。

税務課長
澁谷委員

ご指摘の事項について注意しながら進めていきたい。
水道の口座振替が82%で、税が60%と言われた。市職員や議員は口座振替になっているのか。この数字は極めて低い気がするがどうか。努力をされているのか。

税務課長

ご指摘のように以前は課長会議等で口座振替の推進をしていたが、近年はそういった努力が少なかった。少なくとも職員等にはお願いしたい。

柳楽委員長

その他にあるか。
(「なし」という声あり)

(3) 浜田市工業用水道事業経営戦略について

柳楽委員長
管理課長

執行部から補足説明はあるか。
国では、全ての公営企業に対して、令和2年度までに経営戦略を策定することを求めている。浜田市上下水道部が所管する他の6会計についてはすでに策定が終わり、平成29年3月のこの委員会で報告させていただいている。この度、工業用水道事業についても、中国電力三隅火電2号機の稼働や、それに伴う水需要の増、本年10月からの料金改定を織り込んだ経営戦略を策定したので報告する。

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(4) 落雷による唐鐘ポンプ場の故障について

柳楽委員長
下水道課長

執行部から補足説明はあるか。
まずは8月23日に発生した雷により、唐鐘ポンプ場の運転が停止し、市民の皆さんにご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。今回の故障では、利用者の皆さんのご協力もあり、排水等が道路にあふれて川や海に流出するようなことはなかった。発生からの対応状況等については資料のとおりである。

柳楽委員長
沖田委員
下水道課長

委員から質疑はあるか。
川から西側は普通に使えたと思うがその理由はなぜか。
唐鐘川から東側については唐鐘ポンプ場で下水道の排水を吸い込む管路がある。唐鐘川から西側は自然の傾斜で流れていく管のため影響がなかった。

沖田委員

ということは、雷に対応できるような設備にするとのことなので

今後は落雷があってもおそらく大丈夫なのだろうが、唐鐘地区や下府地区は、下水が今回このようなことになり、バキュームカーで緊急に対応していただいたが、道が狭く車が入らないところばかりなので、大渋滞が起きたり大変だった。今後しっかり対応していただきたい。

澁谷委員

素人考えだと雷は仕方ないと思うが、課長が最初に謝罪されたのは、避雷器の設備が甘かったという認識のためか。

下水道課長

今回の事故で市民にご迷惑をおかけしたことを謝罪した。雷対策は当初できていたが、今回のケースは地下のアースを伝ってきたことにより機器が故障したと考える。そういった対策ができてなかったため、今後十分対策する。

柳楽委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開を11時20分とする。

[11時09分 休憩]

[11時20分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開する。

(5) その他 (配布物)

・浜田市人口状況 (R2.5月末～7月末)

柳楽委員長

執行部からその他何かあるか。

(「なし」という声あり)

配布物があるので各委員にご確認いただきたい。

執行部からの報告事項4件について、全員協議会へ提出し説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

地域福祉課長

今回は執行部からは、説明する事項はない。

柳楽委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「はい」という声あり)

4. 所管事務調査

(1) 浜田市社会福祉協議会における相談及び貸付件数の推移について

柳楽委員長

執行部から説明をお願いします。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響により、生活に困窮するようになった方の人数や傾向について、浜田市での状況を把握する目安の1つとして、浜田市社会福祉協議会が実施されている、生活困窮者自立支援相談の受付件数、また同じく社会福祉協議会が実施されている、無利子・保証人なしで借受が可能な緊急小口資金、総合支援資金の貸付件数の推移があると考えている。それぞれの推

移を表にしたのでご覧いただきたい。

1、2の表とも国が新型コロナウイルス感染拡大防止対策として発令した特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間中である、令和2年の4月、5月の件数が多くなっている。コロナ禍での相談件数の傾向として、前年同月と比較して4月、5月も2倍強と増えている。特に着目すべきは新規相談件数で、相談者数としては倍だが、そのうち新規は4月で約8倍、5月で約4倍と、非常に高くなっている。これは日常的、経常的に困窮しているのではなく、突発的な事由、いわゆるコロナに起因する生活困窮からの相談が増えていると考えられる。

貸付の傾向としては、まず緊急小口資金で少額の貸付を受け、引き続き生活に困窮する場合は貸付金額の大きい総合支援資金に移行するケースが多くみられているということで、貸付件数は、緊急小口が4月、5月で42件、44件ということで、先にピークがきており、その後1か月遅れで追いかけるように総合支援資金が増えているのが見て取れる。幸い、緊急事態宣言が解除され、特別定額給付金の振込が始まった5月下旬からは少額貸付である緊急小口資金の貸付件数は減少している。

この他に市が実施している、住宅確保給付金についても5月に2件申請があった。2件のうち1件は延長の申請があったが、それ以降は新たな相談や申請はない。

また生活保護の受給申請は、昨年度の同時期に比べて今のところ増加していない。しかし今後新型コロナウイルスの影響が長期に続くようであれば、再度生活に困窮する方が増加する可能性もあると思うので、引き続き社会福祉協議会と協力して支援に努めたい。

説明された件について、委員から質疑はあるか。

担当課できちんと分析されており、説得力を感じた。特別定額給付金が出て以降、少し変化が出たという説明があった。国は、生活に困窮される方の対策として当初30万円という話だったが10万円になった。もし30万円だったら本当に生活に困っている方に行き届いた可能性があったかと思う。浜田市は第1弾から第3弾の国や県で不十分な点については独自の施策に取り組まれているが、こういったデータに基づいて、浜田市として現状を踏まえての手だては検討されたか。

浜田市の支援策は全庁的にとりまとめて各分野で行っている。第1弾は国県が未対応の部分で緊急的なところ、基本的には各課から必要と思われる支援策を出してもらって、優先順位を付け財源を有効に使った。地域福祉課等から社会福祉協議会の状況等も把握して施策を提案してもらっていると思うので、当然連動して支援策は作っているものと思っている。

定額給付金は、1人には10万円だが、世帯人数が多いところは数十万円になるのでかなり大きなインパクトがあった。浜田市は更に

柳楽委員長
小川委員

副市長

小川委員	子育て、特にひとり親世帯には別途支援をしている。各課からの情報や、市長直行便にもお困りの声をいただいているので、そういったいろいろな情報を総合的に勘案しながら支援策を作っている。
岡本委員	今後、仮に今の状況が長期化した場合、お困りの状況が深刻化する可能性がある。今後も把握に努めてもらいたい。
地域福祉課長	緊急小口資金の返済についてお尋ねする。借りるということは返済行為が発生する。何らかの形で安心感を与えることも含め、返済計画はどのようにされているか。
岡本委員	返済について、緊急小口資金は据置期間1年以内、償還期限2年以内が原則となっている。新型コロナの関係で特例貸付という形で緊急小口資金の貸付を受けた方は、まだ償還期限は来ていないが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の方については免除するという方向で国が指針を出している。まだ償還期限は2年以内なので、そこに至る方がおられないため、具体的なものがお知らせできないが、そういう指針は出ており、それも周知している。
柳楽委員長	苦しいから貸付を受けられている。国や市が各種の支援を用意している。ぜひ返済の負担のない形で願います。 その他にあるか。 (「なし」という声あり)

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る検査人数について

柳楽委員長 健康医療対策課長	執行部から説明をお願いします。健康医療対策課長。 (以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長 小川委員	島根県で最初の検査があったのは2月中頃とのことだが、圏域別の数字を明らかにしたのは4月9日からで、4月までは累計としている。日々の件数は島根県ホームページ、浜田市ホームページで見られる。 厚生労働省から都道府県に対しての事務連絡を示しているが、この冬、発熱症状がある方が多数出てくることが見込まれる中、新しい形の流れを国が提案している。これについて保健所を中心に、自治体、関係機関と調整し、この地域の体制整備が進められることになっている。そういったことが出ればまた皆に周知したい。 説明された件について、委員から質疑はあるか。 この資料にはPCR検査という言葉は出てないが、この結果は全てPCR検査の実績か。
健康医療対策課長 小川委員	PCR検査と抗原検査も一部あるようである。 合計の圏域別の数字ということか。
健康医療対策課長 小川委員	はい。 よく精度の問題で抗原検査とPCR検査には差があるとか、また金額的にはPCR検査のほうが高いとも言われている。抗原検査の機器について、今後県は保健所に配置するという報道があり、いろ

- 健康医療対策課長 いろな動きあるが、抗原検査とPCR検査の違い、分けて計上にはならなかったのか。
- 健康医療対策課長 詳しくは聞いていないが、基本的には精度が高いPCR検査を中心としつつ、クラスターが発生し大変検査数が多い時があった。そういった場合は抗原検査も活用されたと見ている。
- 小川委員 浜田の場合は松江に検体を送って検査すると思うが、抗原検査の機器は民間病院も持っているという話もある。この辺の状況で、全て県に検体を送っての数なのか、浜田圏域内の病院で実施された分も含まれるのか。
- 健康医療対策課長 これは行政検査、必要と認められる方について行った件数である。今言われたのは、発熱症状があつて所定のルートを通らない任意の検査について我々は全く把握できていないし、この表にもカウントされていない。都市部ではそういったことができると表明している医療機関があるようであるが、近隣の中でできるのかはわからない。
- 小川委員 個人的に検査を受けたとしても、圏域内でも受けられる医療機関があるのかどうかは把握されているか。
- 健康医療対策課長 どの医療機関がどのような形でとか、県から何かもらつてというのは確認できていない。
- 小川委員 いずれにせよできる限りPCR検査ができる方向がよい。新聞等を見ても、エッセンシャルワーカーには定期的な検査が必要だとなった場合に、まだこれだけの数しかないとなると、そういう方々への検査は現状では行われていないと感じるので、今後の課題ではないかと思う。
- 岡本委員 検査に至る流れを見ながら疑問に思った点がある。公民館や大会で名簿をもらう。その名簿の中で、体調が悪いと相談されて、それが陽性であると出た場合、どういう流れで市が把握し、例えば公民館などに指示が流れるのか。その仕組みを教えてほしい。
- 健康医療対策課長 ウイルス感染があつた場合に、まず保健所がその後の対応を主導で行うのだが、濃厚接触者がどこまでいるかをまず確認する。いろいろなところで名簿を作られたりしているのは、感染者があつた際に濃厚接触者と思われる方がどの範囲までかを探すための有力な材料になる。保健所では濃厚接触者であるかどうかを見つけ出し、その方々をことごとく検査につなげ、感染しているかどうかを全部潰していく。
- 岡本委員 意味はわかるが、個人に対して誹謗中傷がないよう配慮しようという話が出る。感染したのがわかつた時に、個人への問診、やり取りで、当人の申告に基づいてスタートして動くのか、それとも市が関与するのか。
- 健康医療対策課長 名簿だけを頼りにするのではなく、関係があつたと思われる方には聞き取りをして、さらに接触があつたかなどつきとめている。個人の方への誹謗中傷があつてはならないので、どこの誰かを公にすることなく進められる。その作業の中で市が直接的に関与する想定

柳楽委員長

はないが、側面的な部分で応援できることはするべきと思っている。
 その他にあるか。
 (「なし」という声あり)

(3) インフルエンザワクチンの確保状況について

柳楽委員長

健康医療対策課副参事

執行部から説明をお願いする。健康医療対策課副参事。
 (以下、資料をもとに説明)

インフルエンザ予防接種の助成をすることによって、約4万人の接種を見込み、昨年度市内に納入されたワクチン量の推計が約2万人なので、この差異が気になる点かと思うが、ワクチン量は国が年間の製造量を管理している。市ではワクチン納入業者を通じてメーカーにも働きかけ、若干多めに卸してもらえると聞いている。今のところ3万人分を確保できそうである。1本で2人分の量があるが、開けると24時間以内に使わないといけないため、2人ペアで効率よく受けてもらえるともう少し接種できる。今、個別通知の準備をしているが、予約していただき計画的に医療機関で接種してもらおうと、かなりの方に受けていただけると考えている。昨年度の107%の製造と聞いているが、浜田市は早くにインフルエンザの助成を打ち出したが、その後全国的に8月に入ってから助成を始める所が増えている。ワクチン業者とも連絡を取りながら進めているが、10月、11月を過ぎると目途がたつので、例えば12月、1月に余裕がある所から回してもらえるかもしれない。市長も会社に出向いて納入のお願いをしている。確実に確保ができる状況とは言えないが、引き続き鋭意努力する。

柳楽委員長

岡本委員

説明された件について、委員から質疑はあるか。
 以前の説明の中で、先に接種していただく順番の説明があった。それを再度お聞きしたい。

健康医療対策課副参事

インフルエンザ予防接種は65歳以上の高齢者、60歳から64歳未満の1級相当の内部障害がある方など、国が個人に有効な予防接種だとして接種を促す方がいるので、そういう方に優先的に受けていただくのが、新型コロナウイルスの重症化のリスクを考えても必要と思う。65歳以上の高齢者や子ども、また妊婦も心配される方が多いということで、国が示した方はできるだけ優先して、個人通知の文書の中でお願いする予定である。

岡本委員

昨日報道で、川崎病の話が出た。コロナによって限定はできないが、川崎病に罹っている可能性がある。保護者は心配されると思うが認識をお尋ねする。

健康医療対策課副参事

その報道を直接見てないが、当初から川崎病に似た症状があることは症例で研究者から報告があり承知しているが、まだ研究の途中と聞いており、本当にコロナウイルスが原因かはわからない。コロナウイルスのワクチンができればそれを接種するのが一番よいが、現在、治験もいろいろ問題があると聞いている。間接的ではあるが、

- インフルエンザは予防効果があるため、まずはインフルエンザの心配をされる方を減らせるよう、この助成事業を進めたい。
- 岡本委員　　そういう意識があるとなると、いろいろな形で対応ができるだろうと思う。よろしく願います。
- 小川委員　　ワクチンの量が、1つに1ミリリットル入っていて大人でも1回0.5ミリリットル使うと言われたが、子どもの場合はもう少し少なくて済むのか。それを1人しか打たなければ、余ったら廃棄するのか。もしわかれば教えてほしい。
- 健康医療対策課副参事　　ワクチン接種量は年齢によって、子どもは0.25ミリリットル、大人は0.5ミリリットルと決まっている。ワクチンを見ると、1回針を刺すと24時間以内は使えるが、それ以降は廃棄をするよう書いてあるので、24時間以上経てば廃棄になる。1本で、少し使っても残りを捨てることはある。
- 小川委員　　先程の若干多めに3万人分用意する可能性があるとした場合に、全て例えば大人が2人ペアで受けたら6万人分になるか。
- 健康医療対策課副参事　　2人分取って約3万人分という計算である。
- 小川委員　　では個人でバラバラに行くと1万5千人分しかない可能性もあるということ。
- 健康医療対策課副参事　　ワクチンの本数だとそういう計算になるので、予約すると医療機関で配慮していただけるので、有効に接種していただきたい。
- 柳楽委員長　　その他にあるか。
（ 「なし」という声あり ）

5. その他

- 柳楽委員長　　執行部からその他何かあるか。
（ 「なし」という声あり ）
- 委員から執行部に何かあるか。
（ 「なし」という声あり ）
- では執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

- 柳楽委員長　　それでは、本日の議案について、採決を行う前に討論議題があれば自由討議を行いたいが、いかがか。
（ 「なし」という声あり ）
- では、執行部提出の議案2件について採決を行う。
- 「議案第62号 浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について」
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。
（ 「異議なし」という声あり ）
- ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し

た。

○「議案第63号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。

委員長報告については9月29日の表決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認をお願いします。皆に目を通していただき、よろしければ、委員長報告をその内容で行いたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

6. 重要案件の意見交換会の案件見直しについて (委員のみ)

柳楽委員長

1日の委員会で伝えたとおり、意見交換会の案件を見直し、各委員会から2~3件提出することとなっている。皆のご意見を伺いたい。

澁谷委員

今は認知症や子育て支援、健康長寿、環境問題、いくらでもある。自然エネルギー、化石燃料の問題。その辺から委員長、副委員長に選んでもらって。

柳楽委員長

一応、当日皆の意見を伺いたいと伝えていた。

岡本委員

それでよいと思う。

柳楽委員長

その中から2つ、3つ選ばばいいか。

小川委員

特に今回は世界的にコロナのことがあるので、これについてももしよければ。あとはいろいろな事に関連する人口減少問題もテーマとしてはよいのではないか。いろいろ言われる中で選んでもらえばよい。

柳楽委員長

今出してもらったものの中から選ばせていただく。

(「はい」という声あり)

7. 取組課題「子育て支援について」(委員のみ)

柳楽委員長

委員から提出された課題等から、執行部へ提言事項の検討、関係機関や市民との意見交換、また今後の進め方等について協議したい。皆から出していただいたものについて副委員長と私とで、多い意見を絞り込んだ。その中で、母子手帳アプリの活用、相談体制の充実、保護者、子ども含めての交流の場の整備、救急外来の診療費等について、親の学びの場というようなことがあった。あと子育て世代包括支援センターの役割というのもあったと思う。項目がたくさんありすぎると進めるのに時間が相当かかりそうである。我々の任期が来年10月までなので、それまでのところで何かしらの提言は行うべ

きだろうと思っている。そうすると6月定例会議までに結論を出さないといけないのかと正副で話し合ったのだが、それについて皆の意見を聞きたい。

岡本委員

今委員長が言われたとおりで、我々は有限であるのでその判断でお願いしたいが、包括支援センターについてはたちまち設計して建設という体制になるので、それは子育て支援センターを3か所視察していろいろな考え方があるのでつけ加えていただけないか。

柳楽委員長

副委員長とも、例えば相談体制、交流の場の設置、親の学びの場等に関しては、子育て世代包括支援センターの役割の中に含まれてくるではという話をした。ゼロ歳から18歳までの子どもさんを対象にするのがこの子育て世代包括支援センターなので、この機能をどう充実させていくのかから、いろいろな支援に広がっていくのかという見方もしていた。

岡本委員

包括で話を進めてもらえないかという意味である。包括との連携もあったほうがよいという話があった。保育園以外の方を中心に利用されているが、保育園に行っている方にも自由に行ける施設という話もあったと思うので。

小川委員

スケジュールの関係だが、提言なり条例案が最終目標なら、そこまで行くのがベストだと思う。なぜ子育て世代に支援が必要なのかというところの、お互いの共通認識というか、市民の方や子育て世代、各地域の子育て支援センターに従事している方などいろいろな声を直接聞く機会があったが、提言までいくことと、子育て支援の関係がいまいちまだ理解しにくい。成果品、終点はそこにあるが、それに向けての過程というか、なぜ子育て支援が必要なのか、求められるのか、どういったことが子育て支援につながるのか、実際どういったことに困っているか。いくらか問題意識を持っておられる意見は聞いたが、全般的にはまだ私自身のみ込めていない。あまりスケジュールに基づいて性急にするのはどうかと思う。

包括支援センターに求める役割については、提言としてまとめなくても、今まで意見をお聞きした中で正副でまとめられたもので担当課に申入れることは、すぐできる内容だと感じている。それを全部まとめて来年の6月まで温めておく必要もないと思う。切り分けながら、急いでできる部分もあるし、将来的には委員の中で子育て支援の重要性の目合わせができればいいかなと思う。

澁谷委員

委員会としての成果を求めないと。

柳楽委員長

この委員会構成が変わった際にもお話ししたが、委員間で議論を重ね、それが盛り上がったところで結論を出すべきだと思っている。今いろいろなことをさせていただき、意見も伺っているが、どれもこれも手を出すとまとまりにくいので、この中で絞っていく必要があると思う。今、意見交換や視察はしたが、委員間での自由討議ができてないように思う。そこが一番大事なので、その時間をとらせていただきたい。改めて時間をこの定例会議中にとらせてもらえる

- とよい。
- 田畑委員 前回この委員会で認知症にやさしいまちづくり条例を提案した。その時のように今、子育てに関する問題が各委員から出ている。どれをどのようにするか集約をしないとまずい。そのために意見交換を急ぐ必要があるかどうか。来年6月を目処にと言われたのでゆっくりやればよい。
- 岡本委員 田畑委員はゆっくりと言われたが、私は今議会中に、皆と意見交換をすることに賛成である。ぜひ正副委員長による調整をお願いする。
- 柳楽委員長 正副で話したのは、15、16日、25日が休会なので、この3日で行いたいのだが。
- 16日、10時からで良いか。
- (「はい」という声あり)
- ではこの日程で委員会を行いたい。この日は、テーマも絞り込んでいくべきかどうかも皆の意見を言っていたきたい。よろしくお願いします。
- 以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 12 時 09 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊟